主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人相沢登喜男の上告趣意第一点、第二点は、単なる訴訟法違反の主張であり (第一点所論の各書証は、いずれも公判期日において弁護人の同意を経て適法な証 拠調が行なわれていることは、記録に徴し明らかである。)、同第三点は、量刑不 当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四三年一二月五日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
郎	=	田	松	裁判官
誠		田	岩	裁判官
— 郎	健	隅	大	裁判官